狂犬病組織培養不活化ワクチン（シード）	125,200	0	12	2		5 mL未満の場合	
						5	
						5 mL以上20 mL未満の場合	
						2	
犬レプトスピラ病（カニコーラ・イクテロヘモラジー・グリッポチフォーサ・ポモナ）不活化ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）	28,400	20,300	37			5	に
猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症2価・猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）	271,200	20,300	32			5	
猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症混合ワクチン（シード）	300,500	44,600	43			2	

改める。

表診断液の部中

牛伝染性鼻気管炎診断用蛍光抗体	59,000	0	16			5	を
牛ウイルス性下痢―粘膜病診断用金コロイド標識抗体反応キット	18,000	0	5検体用	10検体用	20検体用	2	
			2	1	1		に、
牛伝染性鼻気管炎診断用蛍光抗体	59,000	0	16			5	
ツベルクリン	97,500	20,300		11		2	を
ツベルクリン	97,500	20,300		10		2	に、
ヨーニン	102,800	20,300		11		2	を
ヨーニン	102,800	20,300		10		2	に、
精製鳥型ツベルクリン	113,400	20,300		12		2	を
精製鳥型ツベルクリン	113,400	20,300		10		2	に

改める。

○農林水産省告示第二千七十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める告示（平成十六年厚生労働省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年八月十日　農林水産大臣　郡司　彰

ただし書中「(83)まで」を「(87)まで」に改め、(126)を(131)とし、(125)を(129)とし、(129)の次に次のように加える。

(130)　猫白血病診断用抗体・猫免疫不全ウイルス感染症診断用抗原・犬糸状虫症診断用抗体複合キット

ただし書中(124)を(128)とし、(80)から(123)までを四ずつ繰り下げ、(79)を(82)とし、(82)の次に次のように加える。

(83)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬レプトスピラ病（カニコーラ・コペンハーゲニー・イクドマディス）混合ワクチン（シード）

ただし書中(78)を(81)とし、(77)を(80)とし、(76)を(78)とし、(78)の次に次のように加える。

(79)　ジステンパー・犬アデノウイルス（2型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合生ワクチン（シード）

ただし書中(75)を(77)とし、(16)から(74)までを二ずつ繰り下げ、(15)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17)　馬鼻肺炎（アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

ただし書中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12)　破傷風（アジュバント加）トキソイド（シード）

○国土交通省告示第八百二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第一号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

別表第十八中

蓄電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車であって、短絡及び電解液の漏えいを生じないように措置したもの	―	受託
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車であって、電池を装置内に組み込む等短絡を生じないように措置したもの	―	受託

を

手荷物に限る	リチウムイオン電池以外の蓄電池（別表第1に掲げる特別規定A123に準拠する電池を含む。以下「蓄電池」という。）（電解液の漏えいを生じないように措置したもの）を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（以下「電動車椅子等」という。）（蓄電池を取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	―
	電動車椅子等に用いる蓄電池（装置から取り外したものであって、短絡及び電解液の漏えいを生じないように措置したもの）	―
	リチウムイオン電池を用いた電動車椅子等（電池を取り外すことができないものであって、不測の作動を防止するように措置したもの）	―
手荷物に限る	電動車椅子等に用いるリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下の装置から取り外したものであって、短絡を生じないように措置したもの）	―
	電動車椅子等に用いるリチウムイオン電池の予備の電池（ワット時定格量が300Wh以下の装置から取り外したものであって、短絡を生じないように措置したもの）	1個（1個あたりのワット時定格量が160Wh以下のものにあっては、その数量2個を1個として換算する。）

に